

秋田県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成30年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	秋田八郎潟線	南秋田郡五城目町馬場目字三嶽沢29番3から30番5まで

2 供用開始の期日 平成30年8月31日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年8月31日から同年9月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成30年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	秋田八郎潟線	南秋田郡五城目町馬場目字蓮内165番4から字町村134番12まで

2 供用開始の期日 平成30年8月31日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年8月31日から同年9月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）